

# 食料システム法に基づく基本方針等について (食品等の取引の適正化)



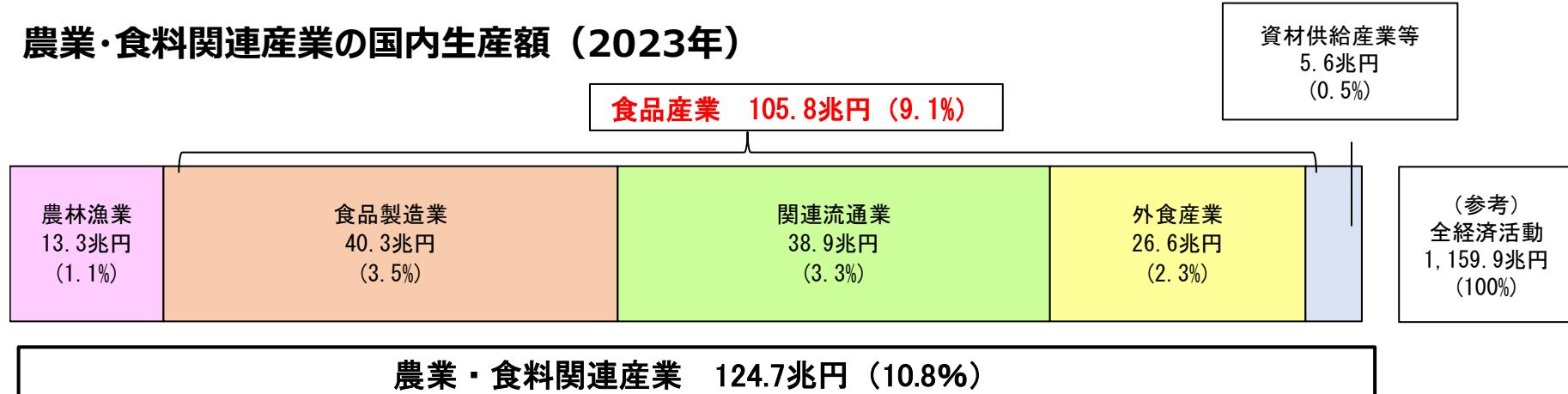
2025年12月  
新事業・食品産業部

# 食料システムにおける食品産業の位置付け（国内生産額）



- 2023年における食品産業の国内生産額は**105.8兆円**。全経済活動の国内生産額の約**9%**を占める。

- 農業・食料関連産業の国内生産額（2023年）



- 農林漁業、食品産業の市場規模比較（国内生産額ベース、2023年）

	国内生産額（億円）	就業者数（万人）
電子部品・デバイス	156,402	64
金属製品	142,439	97
<b>農林漁業</b>	<b>132,949</b>	<b>199</b>
パルプ・紙・紙加工品	89,410	22
窯業・土石製品	74,723	30

	国内生産額（億円）	就業者数（万人）
製造業	3,745,258	1,055
卸売・小売業	1,327,348	1,041
<b>食品産業</b>	<b>1,057,792</b>	<b>776</b>
不動産業	810,243	112
専門・科学技術、業務支援サービス業	758,825	283

資料：農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」、内閣府「国民経済計算」、総務省「労働力調査」

注1：国内生産額とは、生産された財及びサービスを生産者が出荷・提供した時点の価格（生産者価格（消費税を含む。））で評価したものである。

2：国内生産額の割合（%）は出典2統計の推計方法等が異なるため、参考値として記載。

3：農林漁業の林業は食用の特用林産物の値、資材供給産業等は資材供給産業と関連投資の値の合計、関連流通業は農業及び食料関連産業の商品の取引に係る商業（卸売、小売）及び運輸業の値。

4：食品産業の就業者数は、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、飲食料品小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業の合計であり、飲食料に係る卸売業及び運輸業の就業者数は統計上把握できないため含めていない。

5：専門・科学技術、業務支援サービス業の就業者数は、物品貿易業と学術研究、専門・技術サービス業の合計である。

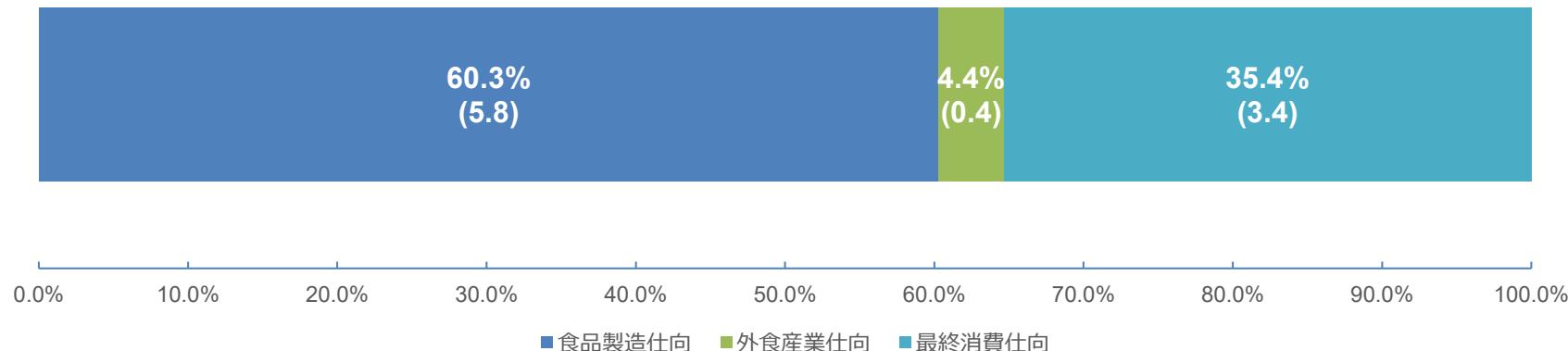
# 国産農林水産物の仕向け先としての食品産業



- 国産農林水産物の仕向先の約 2 / 3 が食品産業（食品製造業・外食産業）、約 1 / 3 が最終消費仕向となっている。
- また、食品製造業における原材料（農林水産物・加工食品）のうち約 2 / 3 は国産農林水産物となっている。

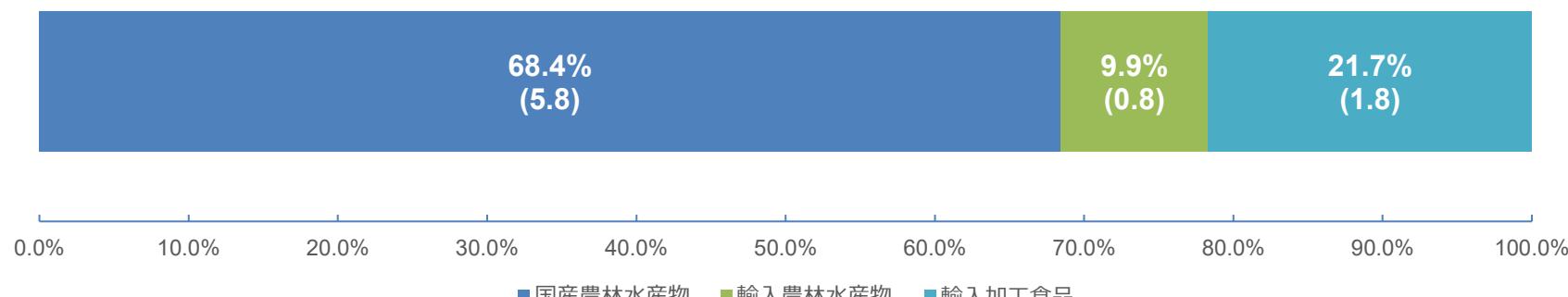
## ■ 国産農林水産物の用途別仕向割合

令和2年



## ■ 食品製造業の加工原材料調達割合（国産・輸入）

令和2年



出典：農林水産省「令和2年（2020年）農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」

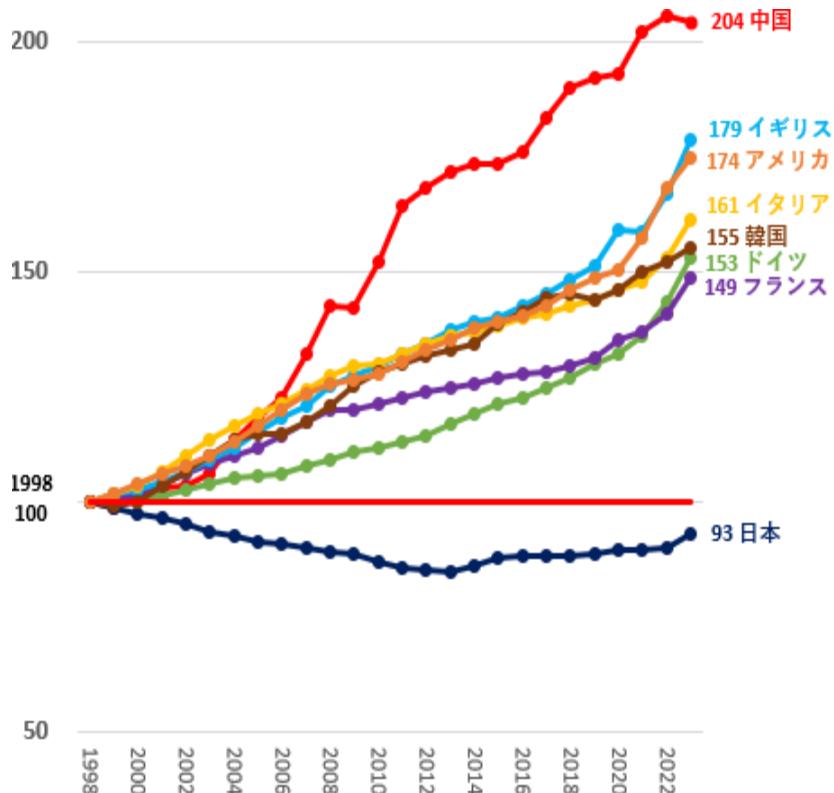
注：（）内は金額で、単位兆円

# 長期的な物価の動向

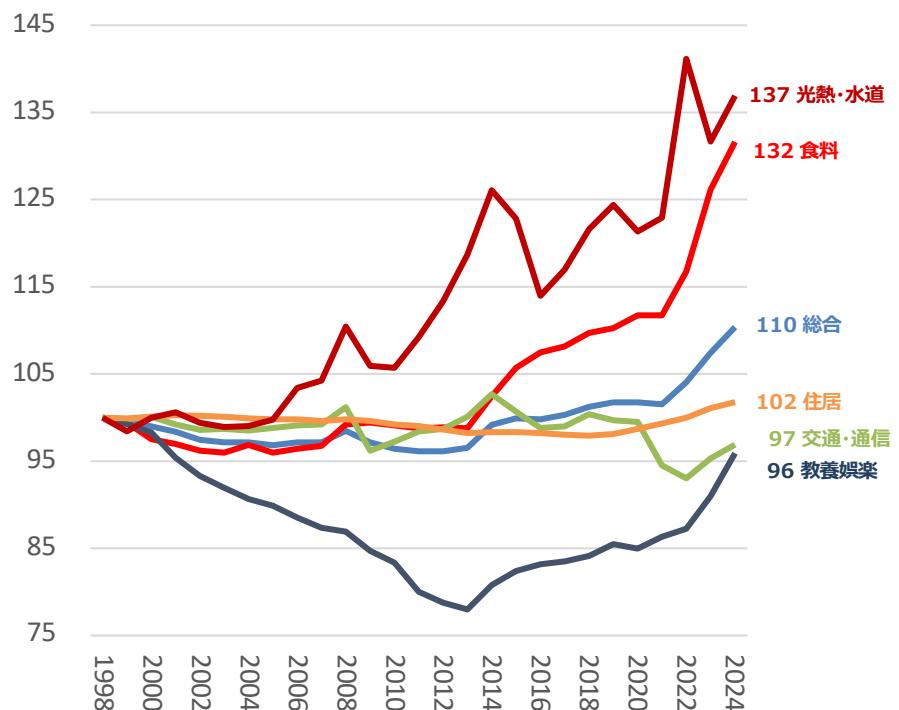


- GDPデフレータ（国内経済全体の物価動向）は、1998年以降、各国で上昇するも、日本では下降傾向で推移している。
- 食料の消費者物価指数は、長期のデフレ下にあって、低位に推移していたが、2014年以降上昇傾向に転じ、**2020年以降急騰**。

○ 各国におけるGDPデフレータの推移 (1998年=100)



○ 消費者物価指数の推移 (1998年=100)



資料：総務省「消費者物価指数」(2020年基準消費者物価指数)  
注：資料では2020年=100とおいているものを、1998年=100とおいて計算

資料：THE WORLD BANK

注1：GDPデフレータとは、(名目GDP) / (実質GDP) ×100で計算される、

消費だけでなく、設備投資や公共投資などを含めた国内経済全体の物価動向を表す包括的な指標。

注2：資料では2015年=100とおいているものを、1998年=100とおいて計算。

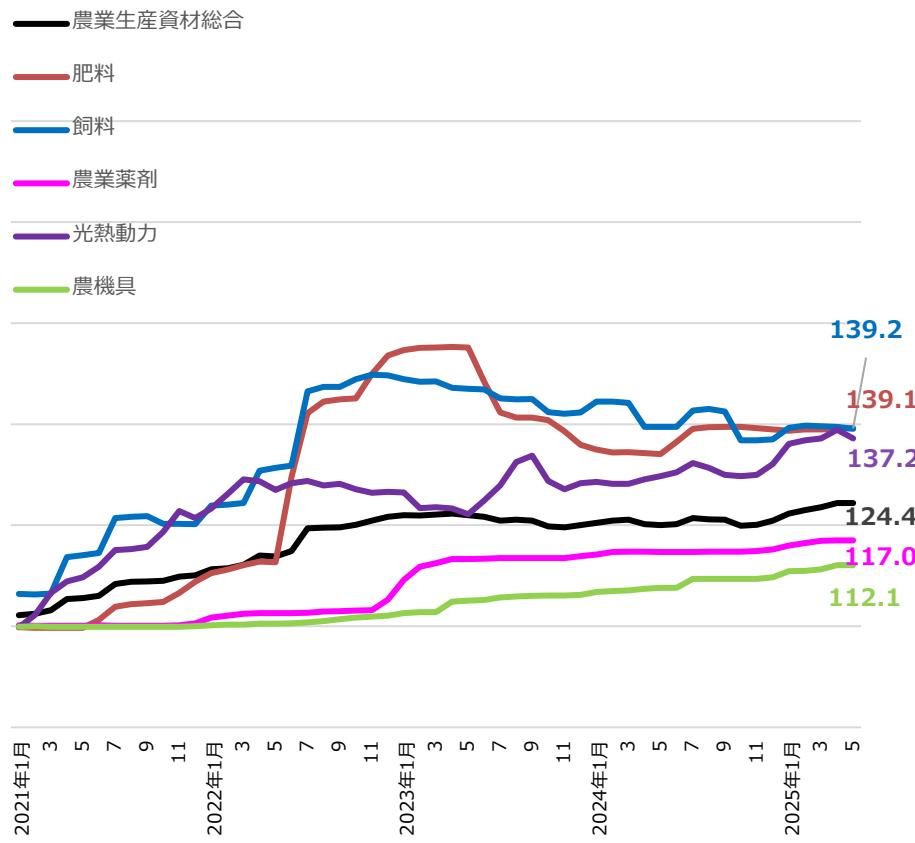
# 農業生産資材・食料価格の動向



- 農業生産資材の価格は、2021年頃から上昇傾向。特に肥料及び飼料の価格指数は、**2022年に急上昇**。  
2023年以降も引き続き高水準で推移。
- 農産物の価格は、2022年の資材価格の上昇に遅れながら、2023年後半以降上昇。一方、価格上昇の程度や時期は品目によって差があり、また野菜は価格変動が大きい。

【農業生産資材価格指数の推移】(2020年=100)

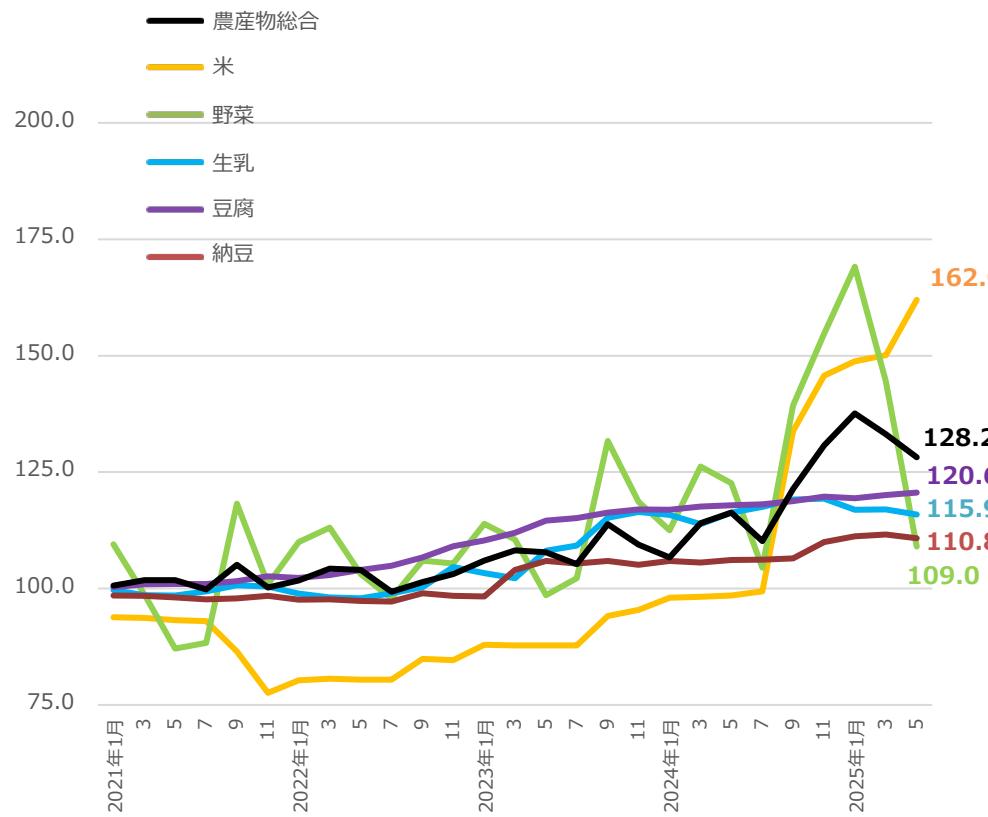
(農業経営体が購入する農業生産資材の価格を指指数化したもの)



資料：農林水産省「農業物価統計（2020年基準）」を基に作成

【農産物・食品の価格指数の推移】(2020年=100)

(農産物総合、米、野菜、生乳：農業経営体が販売する農産物の価格を指指数化したもの)  
(豆腐、納豆：小売価格を指指数化したもの)

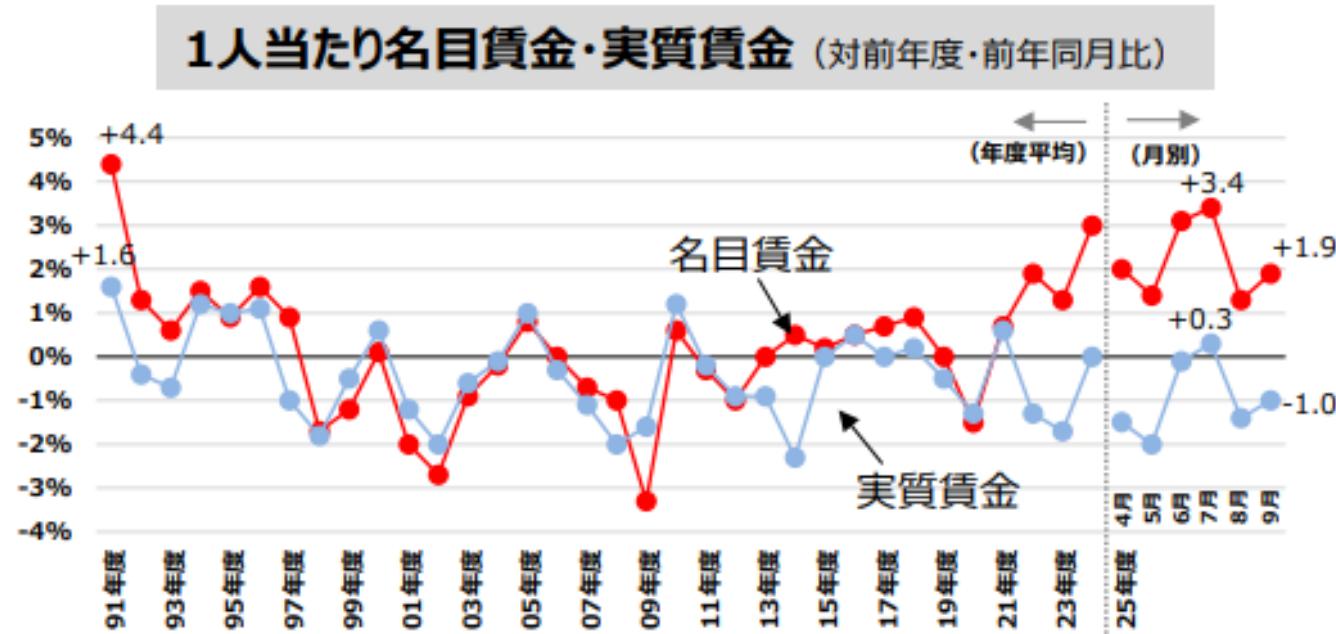


資料：農産物総合、米、野菜、生乳は農林水産省「農業物価統計（2020年基準）」を基に作成  
豆腐、納豆は総務省「消費者物価指数（2020年基準）」を基に作成

# 賃金の動向



- 一人当たりの**名目賃金**は、**2021年度**以降増加している一方で、**実質賃金**は、プラスが定着に至っていない。



(注) 「名目賃金・実質賃金」は、「現金給与総額」の対前年同期比。2025年9月の数値は速報値。事業所規模5人以上・就業形態計の数値。  
実質賃金は、消費者物価指数（総合）により実質化されたもの。

(出所) 令和7年11月25日 政労使の意見交換「基礎資料」（内閣官房日本成長戦略本部事務局）から抜粋。  
(厚生労働省「毎月勤労統計調査」を基に内閣官房日本成長戦略本部事務局が作成。)

# 食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律の概要



## 背景

- 近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、**食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展**のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るために、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策を定める。

## 法律の概要

### 食料安全保障の確保

- (1) **基本理念**について、  
①「**食料安全保障の確保**」を規定し、その定義を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態」とする。  
②国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の確保が重要であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた**食料の供給能力の維持**が図られなければならない旨を規定。  
③**食料の合理的な価格の形成**については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、**食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者**によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨を規定。
- (2) **基本的施策**として、  
①**食料の円滑な入手（食品アクセス）の確保**（輸送手段の確保等）、農産物・農業資材の安定的な輸入の確保（輸入相手国の多様化、投資の促進等）  
②**収益性の向上に資する農産物の輸出の促進**（輸出産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体（品目団体）の取組促進、輸出の相手国における需要の開拓の支援等）  
③**価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等**を規定。

### 環境と調和のとれた食料システムの確立

- (1) 新たな**基本理念**として、**食料システム**については、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その**負荷の低減**が図られるこにより、**環境との調和**が図られなければならない旨を規定。
- (2) 基本的施策として、農業生産活動、食品産業の事業活動における**環境への負荷の低減の促進等**を規定。

### 農業の持続的な発展

- (1) 基本理念において、**生産性の向上・付加価値の向上**により農業の持続的な発展が図られなければならない旨を追記。
- (2) 基本的施策として、効率的かつ安定的な農業経営以外の**多様な農業者**による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集団化・適正利用、農業生産の基盤の保全、先端的な技術（スマート技術）等を活用した生産性の向上、農産物の付加価値の向上（知財保護・活用等）、農業経営の支援を行う事業者（サービス事業体）の活動促進、家畜の伝染性疾病・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等を規定。

### 農村の振興

- (1) 基本理念において、**地域社会が維持されるよう農村の振興**が図られなければならない旨を追記。
- (2) 基本的施策として、農地の保全に資する**共同活動**の促進、地域の資源を活用した**事業活動**の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動（農泊）の促進、障害者等の農業活動（農福連携）の環境整備、鳥獣害対策等を規定。

施行期日

令和6年6月5日

# 適正な価格形成に関する協議会

- 令和5年8月から、生産から消費に至る食料システムの関係者が一堂に会する**協議会**を開催。
- 協議会の下には、**飲用牛乳、豆腐・納豆、米、野菜**のワーキンググループを設置し、**具体的に議論**。

## <構成員>

### 【生産者】

全国農業協同組合中央会	藤間 則和	常務理事
全国農業協同組合連合会	齊藤 良樹	代表理事専務
日本農業法人協会	井村 辰二郎	副会長
中央酪農會議	隈部 洋	副会長

### 【製造業者】

食品産業センター	荒川 隆	理事長
日本乳業協会	宮崎 淑夫	専務理事

### 【流通業者】

全国中央市場青果卸売協会	出田 安利	専務理事
日本加工食品卸協会	時岡 肇	専務理事

### 【小売業者】

日本チェーンストア協会	牧野 剛	専務理事
日本スーパー・マーケット協会	江口 法生	専務理事
全国スーパー・マーケット協会	島原 康浩	常務理事

### 【外食・中食業者】

日本フードサービス協会	坂本 修	専務理事
日本惣菜協会	黒田 久一	副会長

### 【消費者】

日本生活協同組合連合会	二村 瞳子	常務理事
全国消費者団体連絡会	郷野 智砂子	事務局長
主婦連合会	田辺 恵子	副会長

### 【学識経験者】

中村学園大学	福田 晋	特命教授
宮城大学	三石 誠司	副学長・教授

## <開催実績>

令和5年 8月 29日	第1回 適正な価格形成に関する協議会
10月 11日	第2回 適正な価格形成に関する協議会
10月 20日	第1回 飲用牛乳ワーキンググループ
30日	第1回 豆腐・納豆ワーキンググループ
11月 17日	第2回 飲用牛乳ワーキンググループ
28日	第2回 豆腐・納豆ワーキンググループ
12月 27日	第3回 適正な価格形成に関する協議会
令和6年 2月 9日	第3回 豆腐・納豆ワーキンググループ
3月 15日	第3回 飲用牛乳ワーキンググループ
4月 5日	第4回 適正な価格形成に関する協議会
8月 2日	第5回 適正な価格形成に関する協議会
10月 24日	第6回 適正な価格形成に関する協議会
11月 5日	第1回 米ワーキンググループ
6日	第1回 野菜ワーキンググループ
令和7年 2月 4日	第2回 米ワーキンググループ
7日	第2回 野菜ワーキンググループ
3月 21日	第7回 適正な価格形成に関する協議会
4月 15日	第3回 米ワーキンググループ
16日	第4回 豆腐・納豆ワーキンググループ
6月 6日	第3回 野菜ワーキンググループ
18日	第4回 野菜ワーキンググループ
25日	第5回 豆腐・納豆ワーキンググループ
7月 15日	第8回 適正な価格形成に関する協議会
	第4回 飲用牛乳ワーキンググループ

# 食品産業の持続的な発展に向けた検討会



- 令和5年8月から、生産から消費に至る食料システムの関係者が一堂に会する検討会を開催。
- 検討会の下に、**食料安全保障、環境等配慮、人口減少社会**の3つのプロジェクトチームを設置し、議論。

## ＜構成員＞

【生産者】	全国農業協同組合中央会	馬場 利彦	専務理事
	全国農業協同組合連合会	齊藤 良樹	代表理事専務
	日本農業法人協会	紺野 和成	専務理事
【製造業者】	食品産業センター	荒川 隆	理事長
	明治HD株式会社	松岡 伸次	常務執行役員CSO
	株式会社一ノ蔵	浅見 紀夫	相談役
【流通業者】	全国中央市場青果卸売協会	出田 安利	専務理事
	日本加工食品卸協会	時岡 肇平	専務理事
	食品等流通合理化促進機構	村上 秀徳	会長
	全国青果卸売協同組合連合会	井出 祐久	専務理事
	全日本トラック協会	若林 陽介	理事長
【小売業者】	日本チェーンストア協会	牧野 剛	専務理事
	日本スーパー・マーケット協会	江口 法生	専務理事
	全国スーパー・マーケット協会	島原 康浩	常務理事
	【外食・中食業者】		
【消費者】	日本フランチャイズチェーン協会	大日方 良光	専務理事
	日本フードサービス協会	坂本 修	専務理事
	日本惣菜協会	今里 有利	副会長
	日本べんとう振興協会	嵯峨 哲夫	専務理事
【スタートアップ】	株式会社UnlocX	田中 宏隆	代表取締役CEO
	株式会社スペックホールダー	大野 泰敏	代表取締役社長
	DAIZ株式会社	杉山 浩司	顧問（戦略・海外担当）

## ＜開催実績・予定＞

月日	会合
令和5年 8月 31日	第1回 食品産業の持続的発展に向けた検討会 → プロジェクトチームの設置を決定
9月 26日	第1回 食料安全保障プロジェクトチーム
10月 6日	第1回 環境等配慮プロジェクトチーム
13日	第1回 人口減少社会プロジェクトチーム
24日	第2回 食料安全保障プロジェクトチーム
11月 2日	第2回 環境等配慮プロジェクトチーム
10日	第2回 人口減少社会プロジェクトチーム
17日	第3回 食料安全保障プロジェクトチーム
24日	第3回 人口減少社会プロジェクトチーム
12月 22日	第2回 食品産業の持続的発展に向けた検討会
令和6年 8月 29日	第3回 食品産業の持続的発展に向けた検討会
令和7年 1月 21日	第4回 食品産業の持続的発展に向けた検討会
6月 20日	第5回 食品産業の持続的発展に向けた検討会

# 合理的な費用を考慮した価格形成と持続的な食料システムの確立の一体的な検討

- 合理的な費用を考慮した価格形成に関する議論では、単にコスト上昇による価格転嫁を促すばかりでなく、**国産原材料の活用**や、有機農産物等を通じた**環境負荷の抑制**等により、**付加価値の向上**を併せて促進することを求める声。
- このため、**合理的な費用を考慮した価格形成と、持続的な食料システムの確立を一体**の取組として併せて検討。



## 合理的な費用を考慮した価格形成

- ① コストの把握・明確化
- ② コストを考慮した取引の実施 等

## 持続的な食料システムの確立

- ① 農林漁業者との安定的な取引関係の確立
- ② 流通の合理化
- ③ 環境負荷低減等の促進
- ④ 消費者の選択への寄与

※ ①～④には、技術の開発・利用の推進、事業再編を含む。

## 合理的な費用を考慮した価格形成を実現

## 食品の付加価値向上等の取組を促進

消費者の理解を得ながら、食料の持続的な供給を実現

# 食料システム法の概要

(食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律)



## 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の一部改正

### ○ 題名

「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改正。

### ○ 目的

食品等事業者が食料システムにおいて農林漁業者と一般消費者をつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等事業者による事業活動の促進と食品等の取引の適正化をもって、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資する旨規定。

### 1 食品等事業者による事業活動の促進

(1) 農林水産大臣は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本方針を策定 ((2)および(3)の活動の意義及び目的、基本的事項等)。

(2) 食品等事業者が、次の事業活動に関する計画を作成し、農林水産大臣が認定。

- ① 安定取引関係確立事業活動（農林水産業と食品産業の連携強化）
- ② 流通合理化事業活動（流通の効率化、付加価値向上等）
- ③ 環境負荷低減事業活動（温室効果ガスの排出量の削減等）
- ④ 消費者選択支援事業活動  
(持続可能性に配慮した物の選択を消費者が行うことに寄与する情報の伝達等)

※ ①～④には技術開発利用、事業再編を含む。

(3) 地方公共団体、一般社団法人等、(2)の事業活動を連携して支援しようとする者は、連携支援計画を作成し、農林水産大臣が認定。

#### 〈支援措置〉

(2) の計画：日本政策金融公庫による長期低利融資

農業・食品産業技術総合研究機構の研究開発設備の供用等  
(このほか、税法にて、中小企業経営強化税制、カーボンニュートラル投資促進税制等の税制特例を措置)

(3) の計画：補助金等で整備された施設等の有効活用 等

令和7年10月1日施行

令和8年4月1日施行

### 2 食品等の取引の適正化

(1) 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化に関する基本方針を策定。

(2) 飲食料品等事業者・農林漁業者は、次の措置を講ずるよう努力。

- ① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して協議の申出がされた場合、誠実に協議。
- ② 持続的な供給に資する取組（商慣習の見直し等）の提案があつた場合、検討・協力。

(3) 農林水産大臣は、(2)①、②に関する事業者の行動規範（判断基準）を、基本方針に基づき省令で策定。

(4) 農林水産大臣は、(3)の判断基準を勘案し、次の措置を実施。

- ① 適確な実施を確保するため必要な場合、指導・助言を実施。
  - ② 実施状況が著しく不十分な場合、勧告・公表を実施。  
(勧告の実施に必要な場合、報告徴収・立入検査を実施。)
- ※ 不公正な取引方法に該当する事実がある場合、公取委に通知。

(5) 農林水産大臣は、取引において、通常、費用を認識しにくい飲食料品等を省令で指定。その費用の指標の作成・公表等を行う団体を、基本方針や省令に基づき認定。

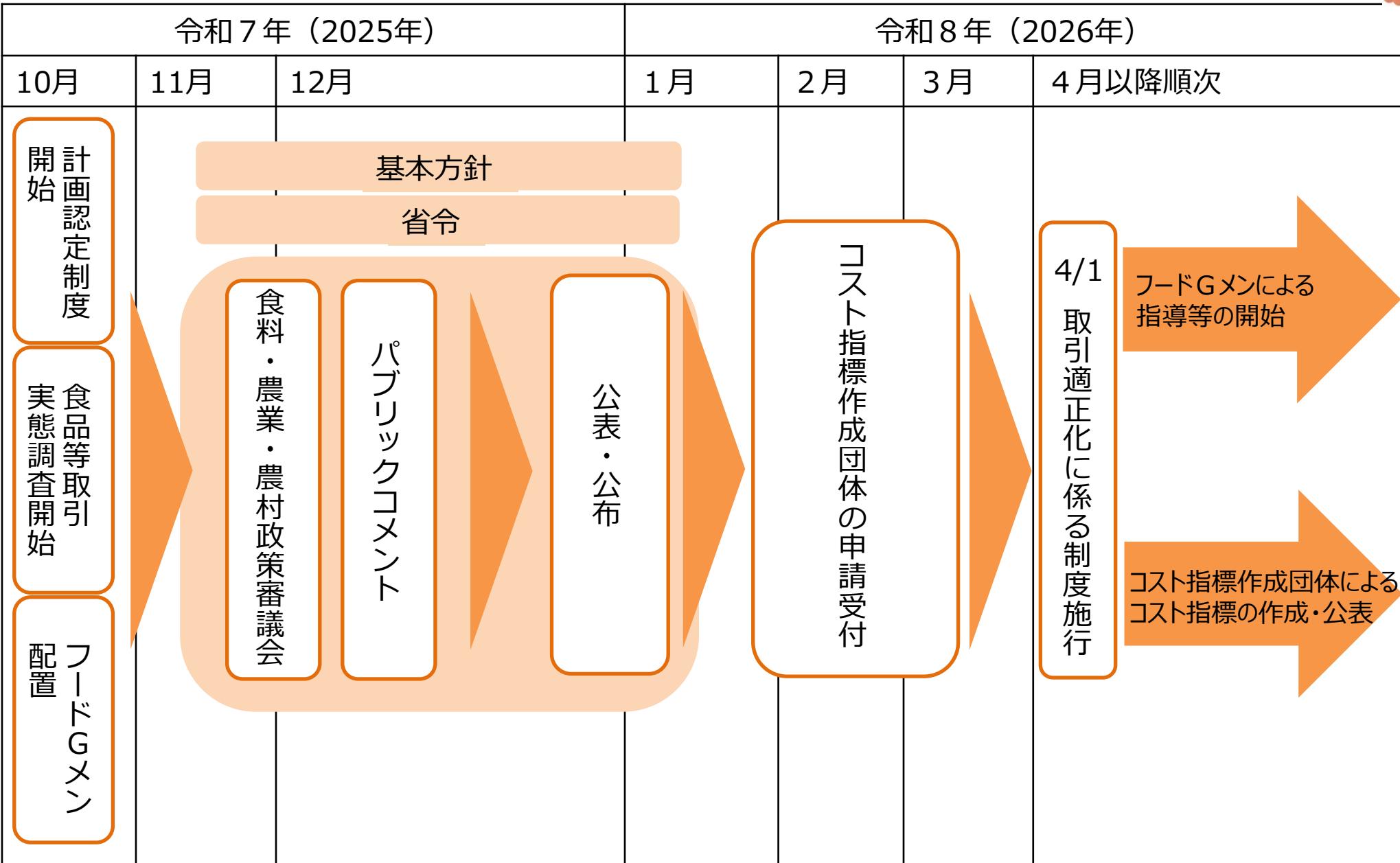
### 卸売市場法の一部改正

○ 中央卸売市場・地方卸売市場の開設者は、指定飲食料品等、その費用の指標等を公表。

ただし、次の行為については、施行の日前でも実施が可能

- ・(1)の基本方針の策定、(3)の判断基準の策定、(5)のうちの飲食料品等の指定
- ・(5)のうちの団体の認定に係る準備行為

# 施行に向けたスケジュール



# 食料システム法による合理的な価格形成の促進（食品等の取引の適正化措置の全体像）

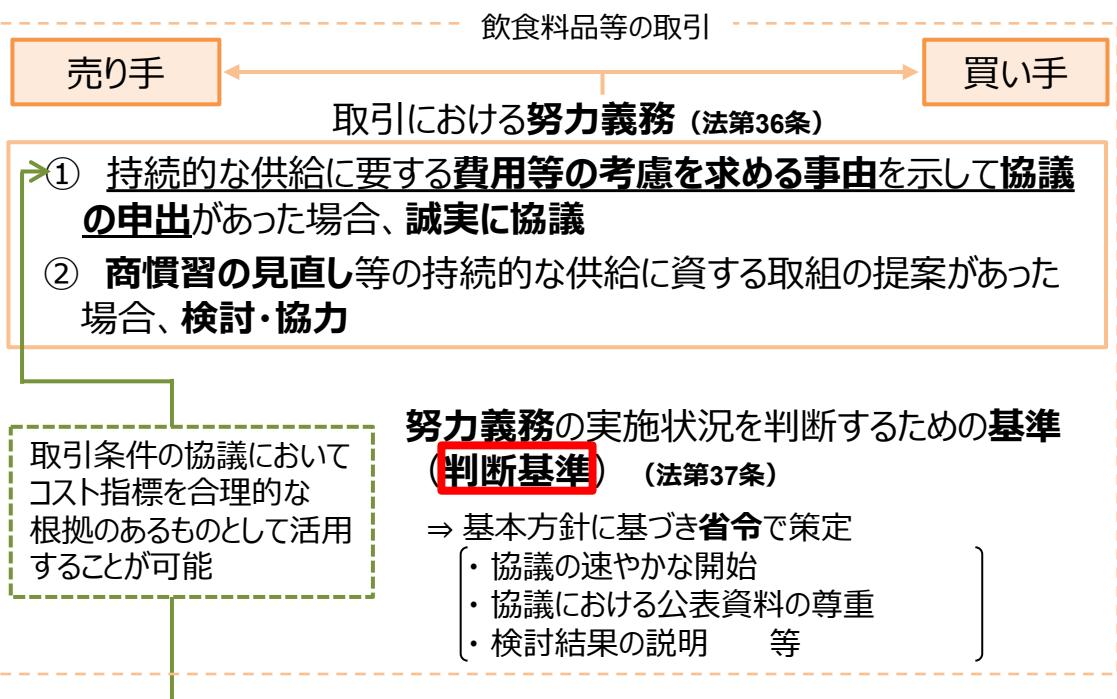


## 食品等の取引の適正化に関する基本方針（法第33条）

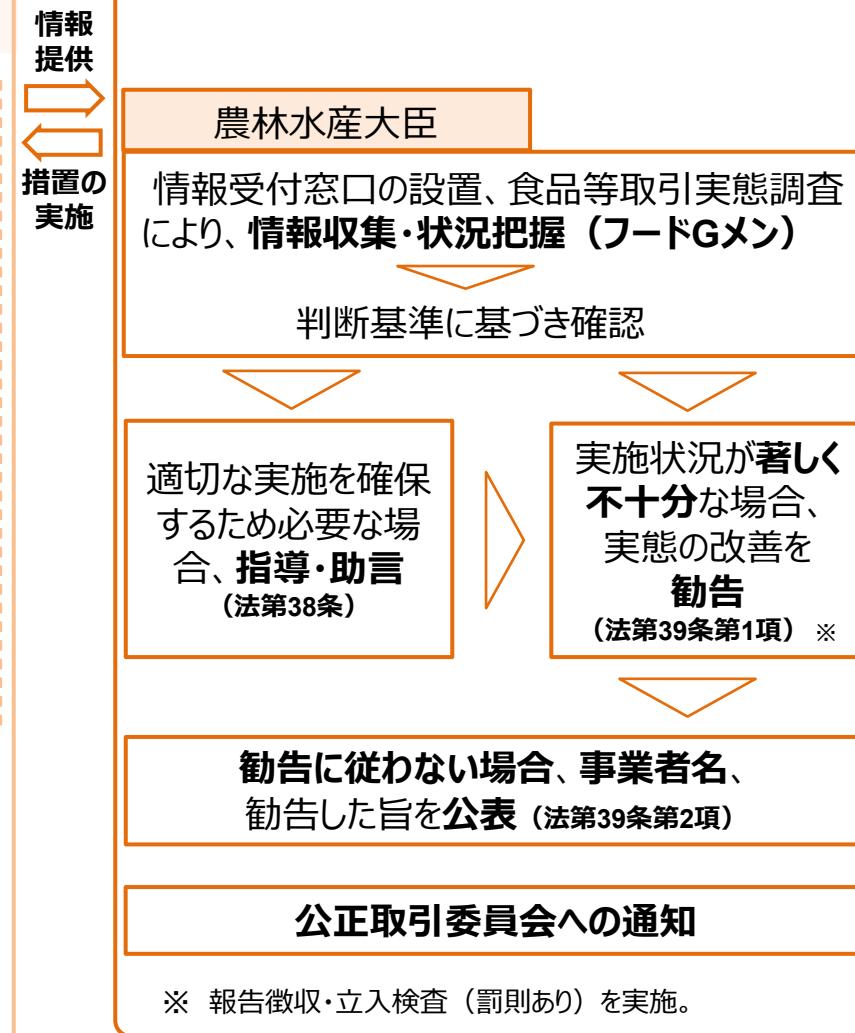
- 取引適正化を推進する意義、判断基準の策定に係る考え方、コスト指標作成団体が果たす役割等を農林水産大臣が定める

### 飲食料品等の取引の適正化

食料の価格は需給事情や品質評価が適切に反映され、当事者間で決定されることが基本



### 実効性の確保



# 食料システム法 抜粋

第三十三条 農林水産大臣は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化に関する基本的な方針（以下この章において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2～4 (略)

5 農林水産大臣は、**基本方針を定め**、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制である場合にあっては、当該行政機関）に協議し、かつ、**食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くものとする。**

6 (略)

第三十七条 農林水産大臣は、基本方針に基づき、農林水産省令で、前条各号に掲げる措置に関し、飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 (略)

3 農林水産大臣は、第一項に規定する**判断の基準となるべき事項を定め**、又は前項の改定をしようとするときは、公正取引委員会に協議し、かつ、**食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くものとする。**

第四十一条 農林水産大臣は、飲食料品等であって、時の経過によりその品質が特に低下しやすいうこと、日常生活必需品として日々その売買がされること等の性質により、十分な協議が行われずに取引条件が決定される傾向があることその他の事情から、その飲食料品等事業者等間の売買その他の取引においてその**持続的な供給に要する費用について認識しにくいものを、農林水産省令で指定**することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による**指定をしようとするときは、食料・農業・農村政策審議会及び当該指定をする飲食料品等の飲食料品等事業者等が主たる構成員又は出資者となっている団体その他の農林水産省令で定める者の意見を聴かなければならない。**

3 (略)



## 第1 食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化の推進の意義

- ・国民の生活に欠くことができない食料については、**食料の供給に要する費用が増加傾向**にある一方、**食料の供給に要する費用は取引価格に十分に反映することが難しい状況**が続いてきた。長年の商慣習等により、**持続的な食料供給を阻害する費用負担等**も生じている。
- ・このような状況の中で持続的な食料供給を実現していくためには、  
① **生産から販売までに要する費用を考慮した価格形成**と食品廃棄の抑制等につながる**商慣習の見直し等を推進**することが必要。  
② 飲食料品等の中でも、**持続的な供給に要する費用について認識しにくい飲食料品等（指定飲食料品等）**については、これらの**費用を把握**できるようにすることで、**生産から販売までに要する費用を考慮した取引条件の協議を促進**することが必要。  
③ 取引の適正化に関する取組の浸透には、**食料システムの関係者（とりわけ消費者）から理解を得ることが不可欠**であることから、**飲食料品等事業者等及び消費者の理解醸成**に取り組むことが必要。



## 第2 飲食料品等の取引の適正化に関し、 飲食料品等事業者等が講すべき措置に 関する基本的な事項

- ・取引条件の協議の申出を受けた者は、速やかに対応、過度な負担を強いない、一方的な取引価格の決定をしない。
- ・商慣習の見直しの提案を受けた者は、速やかに必要な検討を行い、協力できる部分は速やかに実行に移す。
- ・両者に共通して、**申出等のみを理由として不利益な取扱いを行わない**、検討結果の具体的な説明を行う。

## 第3 指定飲食料品等に係る措置に関する事項

- ・**指定飲食料品等の持続的な供給に要する費用**に関して参考すべき**指標の作成等**を行う者を認定。
- ・**公正で信頼できる指標**とするため、生産から販売までの複数の段階の事業者等が参画すること、当該団体の役職員に対して秘密保持義務を課すこと等が必要。
- ・その他指標が満たすべき事項として、**公的統計等**を可能な限り活用すること等。

## 第4 食品等の取引の適正化に関し、一般消費者その他の関係者による理解の増進に関する基本的な事項

- ・関係行政機関と連携し、広報活動等を通じて、食品等の持続的な供給を実現するための施策に関して**関係者の理解を深める**。
- ・消費者には、
  - ① 農林漁業をはじめとするサプライチェーン全体の理解を深め、**食品等が自らの手元に届くまでの費用を意識**すること
  - ② 食品等の持続的な供給に寄与するよう、**日々の行動変容を起こすことを期待**。

## 第5 その他食品等の取引の適正化の推進に関し必要な事項

- ・食品等の取引の状況等を把握するため、**食品等取引実態調査の実施**と情報受付窓口の設置。
- ・得られた情報に基づき、**指導及び助言、勧告及び公表等**の措置を実施。
- ・食品等の取引の適正化に向けて、**関係行政機関と連携**。

# 判断の基準となるべき事項（案）について



- 食料システム法においては、食品の持続的な供給を図るため、農林漁業者・食品等事業者に対し、取引における**2つの努力義務を措置**。

〈努力義務①〉 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して取引条件の**協議の申出**があった場合、**誠実に協議**

〈努力義務②〉 取引の相手方から**商慣習の見直し等の持続的な供給に資する取組の提案**があった場合、**検討・協力**

- 努力義務が果たされているかを判断する基準として、事業者の具体的な行動規範となる、**判断の基準となるべき事項（判断基準）**について、「**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**」（令和5年11月29日 内閣官房・公正取引委員会）等を参考に以下を規定。

取引条件に係る誠実協議	商慣習等に係る検討・協力
<p><b>① 協議の速やかな開始</b> 取引の相手方から、取引条件に関する協議の申出がされた場合には<b>速やかに協議に応ずるとともに、定期的な協議の要請があった場合には適切な頻度で協議を行うこと</b>。</p> <p><b>② 協議における公表資料の尊重</b> <b>取引条件に関する具体的な根拠となる資料</b>のほか、<b>公表資料</b>又は指定飲食料品等の持続的な供給に要する費用に関して参考すべき指標（<b>コスト指標</b>）を用いた説明は、<b>合理的な根拠があるものとして尊重すること</b>。 ▶ （問題となる具体例）公表資料やコスト指標を用いた説明に加えて過度に詳細な費用の内訳の提出を求めること</p> <p><b>③ 協議において取引条件の一方的な決定を行わないこと</b> 取引条件に関する協議にあっては、<b>飲食料品等の取引価格</b>その他の<b>取引条件を一方的に決定しないこと</b>。 ▶ （問題となる具体例）補助金等を理由に納入価格の引下げ（減額）を一方的に決定すること</p>	<p><b>① 提案に対する検討・協力の速やかな開始</b> 取引の相手方から、持続的な供給に資する取組の提案がされた場合には、<b>速やかに必要な検討及び協力をすること</b>。</p> <p>▶ 持続的な供給に資する取組の提案の具体例 ① 納品期限の緩和（1/3ルールの見直し）・納品頻度（回数）の削減 ② 発注を早期に行うこと（リードタイムの延長） ③ 日付逆転品・日付混合品の納品の容認 ④ 欠品に伴う金銭的ペナルティの廃止 ⑤ 標準仕様パレット（11型パレット）その他の標準化された規格に適合するパレットの使用</p>

## 共通

### ① 協議の申出等を理由とする不利益取扱いを行わないこと

取引条件に関する協議の申出又は持続的な供給に資する取組の提案のみを理由として、当該申出又は当該提案をした取引の相手方に対して、**取引数量の削減、取引の停止**その他の**不利益な取扱いを行わないこと**。

### ② 協議等における必要な説明等の実施

取引の相手方から示された、持続的な供給に要する費用その他特に当該持続的な供給を図るために考慮を求める事由又は持続的な供給に資する取組の提案に関して、その**検討結果及びその理由の説明**その他**必要な情報の提供を行すこと**。

# コスト指標に係る指定飲食料品等（案）について

- 原材料価格の高まり等の環境変化の中、持続可能な食料供給を図るため、令和5年8月以降、生産から消費までの関係者が参画した協議会・品目ごとのワーキンググループにおいて、課題やコストの把握等に関する議論を実施。
- 食料システム法の国会審議において、米、野菜、飲用牛乳、豆腐・納豆を対象品目として定める旨の附帯決議が付されたところ。
- これらを踏まえ、米、野菜、飲用牛乳、豆腐・納豆を、指定飲食料品等に指定。

## ○ 適正な価格形成に関する協議会及び品目別ワーキンググループの開催状況

年月日	会合
令和5年 8月29日	第1回 適正な価格形成に関する協議会
10月11日	第2回 適正な価格形成に関する協議会 → 飲用牛乳ワーキンググループ、豆腐・納豆ワーキンググループの設置を決定
20日 30日	第1回 飲用牛乳ワーキンググループ 第1回 豆腐・納豆ワーキンググループ
11月17日 28日	第2回 飲用牛乳ワーキンググループ 第2回 豆腐・納豆ワーキンググループ
12月27日	第3回 適正な価格形成に関する協議会
令和6年 2月 9日	第3回 豆腐・納豆ワーキンググループ
3月15日	第3回 飲用牛乳ワーキンググループ
4月 5日	第4回 適正な価格形成に関する協議会
8月 2日	第5回 適正な価格形成に関する協議会

年月日	会合
令和6年 10月24日	第6回 適正な価格形成に関する協議会 → 米ワーキンググループ、野菜ワーキンググループの設置を決定
11月5日 6日	第1回 米ワーキンググループ 第1回 野菜ワーキンググループ
令和7年 2月 4日 7日	第2回 米ワーキンググループ 第2回 野菜ワーキンググループ
3月21日	第7回 適正な価格形成に関する協議会
4月15日 16日	第3回 米ワーキンググループ 第4回 豆腐・納豆ワーキンググループ
6月 6日 18日	第3回 野菜ワーキンググループ 第4回 野菜ワーキンググループ 第5回 豆腐・納豆ワーキンググループ
6月25日	第8回 適正な価格形成に関する協議会
7月15日	第4回 飲用牛乳ワーキンググループ

## ○ 食料システム法に関する国会審議（令和7年4月～6月）

指定飲食料品等については、認定指標作成等団体が公表するコスト指標を活用した取引の適正化の必要性等を踏まえ、食料・農業・農村政策審議会等での議論を経て、順次対象品目を定めること。特に、現在食料システムの関係者が一堂に会して協議が進められている**米、野菜、飲用牛乳、豆腐・納豆**については検討を速やかに進め、対象品目として定めること。  
(衆・参 農林水産委員会 附帯決議)

# (参考) 指定飲食料品等(案)の性質等

飲食料品等であって、**時の経過によりその品質が特に低下しやすいこと、日常の生活必需品として日々その売買がされること等の性質により、十分な協議が行われずに取引条件が決定される傾向があること**その他の事情から、取引において**持続的な供給に要する費用について認識しにくいものを、農林水産大臣が省令で指定。**(法第41条第1項)

米	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 我が国の<b>主食</b>であり、需給の状況等を背景に、生産資材コストが上昇する中においても、<b>価格が上がらない状況が続いたこと</b>等により、<b>消費者の間で一定の購入価格帯の認識（値頃感）が定着してきた側面がある。</b></li></ul>	<p>十分な協議 が行われず に取引条件 が決定され る傾向があ り、持続的な供 給に要する 費用につい て認識しにく い</p>
野菜	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 時の経過によりその品質が特に低下しやすく、<b>多様な産地から日々供給</b>があり、出荷された產品について<b>売れ残りの回避を志向する傾向</b>がある。また、国民の健康維持・増進において、<b>消費者の購入頻度が高く</b>、長年の購買行動の中で<b>一定の購入価格帯の認識（値頃感）が定着</b>している。 <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 10px;">〔注：一方で品目ごとに異なる事情を有していることから、<b>消費者への供給量（出荷量）が多い品目</b>について議論が進められている。〕</div></li></ul>	
飲用牛乳	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 日々その原料となる生乳が生産されるという特性がある一方、<b>時の経過によりその品質が特に低下しやすいため</b>、生産・加工・流通・販売の各段階において品質が低下する前に取引を完了する必要がある等の理由により、費用の変動に応じた<b>取引条件の協議のための十分な時間を確保しづらい状況</b>にある。</li><li>○ <b>日常の生活必需品として日々その売買がなされ</b>、<b>消費者の間で一定の購入価格帯の認識（値頃感）が定着</b>している。</li></ul>	
豆腐・納豆	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 時の経過によりその品質が特に低下しやすいため、製造・流通・販売の各段階において品質が低下する前に取引を完了する必要がある等の理由により、費用の変動に応じた<b>取引条件の協議のための十分な時間を確保しづらい状況</b>にある。</li><li>○ <b>日常の生活必需品として日々その売買がなされ</b>、<b>消費者の間で一定の購入価格帯の認識（値頃感）が定着</b>している。</li></ul>	

# 指定された品目に係るコスト指標作成団体について



## 1 業務内容

- (1) 持続的な供給に要する費用に関して参考すべき指標（コスト指標）の作成、指標作成に資する資料の収集、指標の公表
- (2) 対象品目の持続的な供給の必要性や、コスト指標について、事業者や消費者等の理解増進に必要な情報の提供

## 2 認定手続

民間団体からの申請に基づき農林水産大臣が認定して公示

## 3 認定要件

- (1) 申請書、業務規程の内容が次の基準に適合すること。
  - ① 基本方針に照らし適切であること。
  - ② 法令に違反しないこと。
- (2) 業務規程の内容が次の基準に適合すること。
  - ① 持続的な供給に要する費用の明確化に資するものであること。
  - ② 生産、製造、加工、流通又は販売の各段階（品目の事情に応じて必要な各段階）を代表する者を参画させること。
- (3) 業務を行う知識・能力・経理的基礎を有すること。

※ 農林水産大臣は、認定にあたって、利害関係人の意見聴取、公正取引委員会との協議が必要。

※ この他、資料の漏えい・滅失・毀損の防止など秘密保持・安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる必要。

# 品目ごとのコスト指標作成候補団体の調整状況



米	<p><b>既存団体</b>をコスト指標作成団体とし、その中に、「コスト指標作成委員会(仮)」を設置する方向で、生産・集出荷団体と卸団体が中心となって調整中</p> <p>【「コスト指標作成委員会(仮)」の参画予定団体】 生産・集出荷団体、卸団体、小売団体 等</p>
野菜	<p><b>新規団体</b>の立ち上げを前提に、生産・集出荷団体と加工団体が中心となって調整中</p> <p>【参画予定団体】 生産・集出荷団体、卸団体、仲卸団体、加工団体、小売団体 等</p>
飲用牛乳	<p><b>新規団体</b>の立ち上げを前提に、生産・集出荷団体と製造団体が中心となって調整中</p> <p>【参画予定団体】 生乳の生産・集出荷団体、飲用牛乳の製造団体、小売団体 等</p>
豆腐・納豆	<p><b>新規団体</b>の立ち上げを前提に、製造団体が中心となって調整中</p> <p>【参画予定団体】 大豆の生産・集出荷団体、豆腐・納豆の製造団体、卸団体、小売団体 等</p>

# コスト指標作成に向けた活用データのイメージ



- コスト指標作成団体が、指標作成に必要となる幅広い種類のデータを自ら収集することは、現実的に困難な場合がある。
  - このため、**国の委託事業**により、**コスト指標作成の基礎となる各段階のデータ収集等（コスト調査）を実施**。
  - その際、特に公的統計のない段階のコストについては、各段階の関係団体から納得が得られ、コスト指標にしっかりと活用できる調査結果となるよう、生産から販売までの各段階ごとにどのような費目を調査するか、それぞれの費目にどのような内容を含めるかなどの調査の仕様について調整を進めており、**調整が整ったものから順次調査を実施**。
- 
- **コスト調査の主な対象と段階ごとの調査方法**（必要に応じて関係団体と協議）

主な対象	生産段階	集出荷段階	製造・加工段階	流通段階	小売段階
米	生産費統計	集出荷団体への ヒアリング・アンケート	米卸への ヒアリング・アンケート		
野菜	主産地の農協等への ヒアリング・アンケート	集出荷団体への ヒアリング・アンケート	(カット野菜の場合) 加工業者への ヒアリング・アンケート	卸売・仲卸業者への ヒアリング・アンケート ・業界統計等	食品小売への ヒアリング・アンケート ・業界統計等
飲用牛乳 (成分無調整牛乳)	生産費統計	集出荷団体への ヒアリング・アンケート	製造業者への ヒアリング・アンケート	—	
豆腐・納豆	—	—	製造業者への ヒアリング・アンケート	食品卸への ヒアリング・アンケート	

: コスト調査で把握

# 飲食料品等の取引の適正化に関する実効性の確保



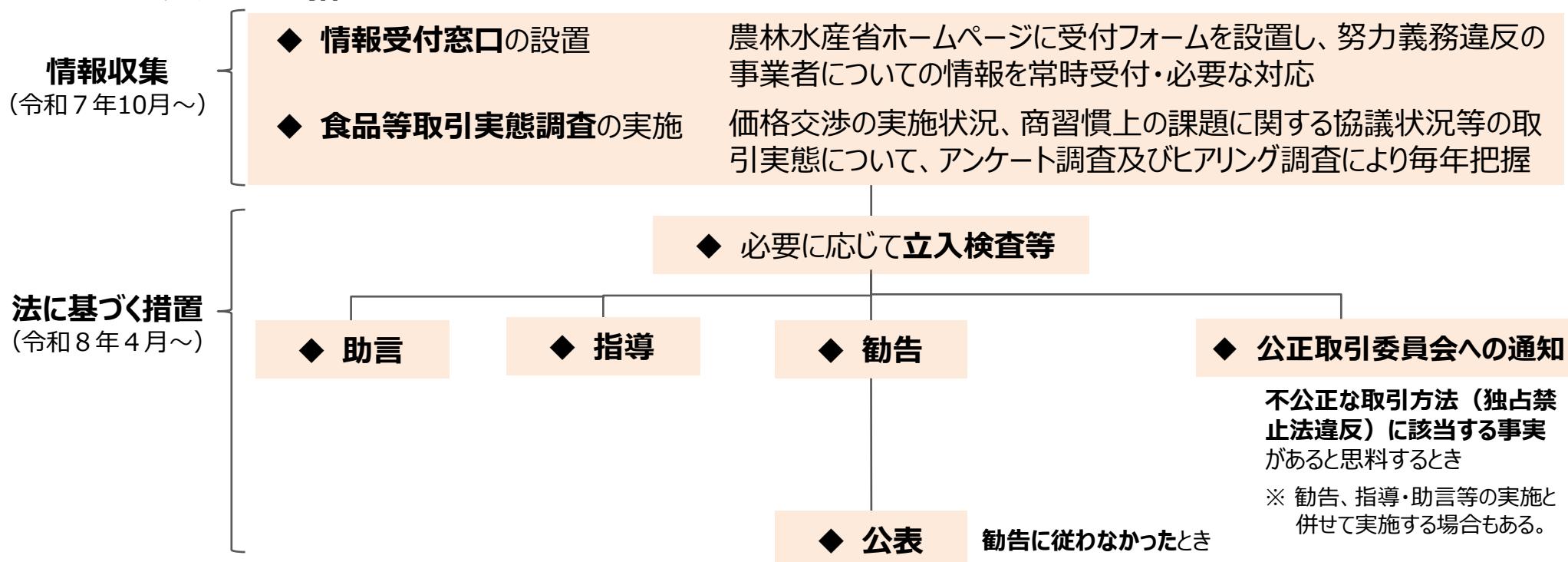
- 食料システム法に基づく措置の実施（令和8年4月以降）に先立ち、令和7年10月から、フードGメンの配置、情報受付窓口の設置、**食品等取引実態調査**を実施。
- 制度の実行性を確保するため、**更なる体制整備**を図る。

## 1 体制整備

### ◆ フードGメンの配置

令和7年10月1日 本省2名、地方農政局等16名を配置し、計18名体制によるフードGメンを発足。

## 2 指導、勧告等の措置の流れ



## 3 体制の拡充

令和8年4月以降の全面施行に向けて、フードGメンの増員のための予算及び定員を要求中。

# フェアプライスプロジェクト（消費者理解の醸成）

- 持続的な食料供給の実現の観点から、消費者をはじめとする食料システムの関係者に対し、食品の生産・製造・流通に関わる実態、コスト高騰の背景等についてわかりやすく伝える「フェアプライスプロジェクト」を通じて、各段階での合理的な費用を考慮した価格形成に向けた理解醸成と関係者の行動変容の促進を図る。
- コンセプト「売る人にも、買う人にも、育てる人にも。フェアでいい値を、考える。」

## これまでの取組内容

### 値段のない スーパーマーケット

食品スーパーを模した会場で、消費者がコストなどの食料供給の現状について学んだ後、実際の商品を取り、商品ごとの「みんなにとってフェアな値段」がいくらなのかを考える消費者参加型イベント(総来場者数:9,886名)



東京駅前のKITTE丸の内他で実施

### 動画の発信

生産現場の窮状や、小売段階において販売価格の決めることの難しさなど、食品の生産・製造・流通の実情への理解を広げるため、各種動画コンテンツにより広く発信（動画数:32本、総再生回数:約1,400万回）



生産現場の窮状、こうした状況に対応策を講じる頑張りなどの生産者の声を発信したインタビュー動画

生産と消費の間を繋ぐ食品スーパーを舞台に、食品の価格を決めることの難しさを描いたドラマ仕立ての動画

親子等向けに食品の値上げ等の背景を伝える、アニメ作品『あはれ！名作くん』(Eテレ (2016～2022))コラボ動画

## R7年度の取組内容

### 値段のない スーパーマーケット

昨年度好評だった「値段のない スーパーマーケット」は、以下を予定

- ・東京会場 (①丸の内行幸通り、②代々木公園)  
①東京都味わいフェスタ(10/24～26)  
②ファーマーズ＆キッズフェスタ2026(2/28～3/1)
- ・大阪会場 梅田駅前のOS広場(11/1～2)
- ・食育の一環として、学校での出前授業 (私立明星中学校 (東京都府中市) 他)

なお、Web体験版は6月に農水省HPで公開済み



### 値段のない豆腐屋さん

品目を豆腐に絞り、サプライチェーン全体の流れやコストの内訳を展示から学び、体感してもらいうべ

10月 9日 (木) ~12日 (日)  
東京駅前のKITTE丸の内で実施



### 動画の発信

ドラマ仕立ての動画（フェアプライス会議）の続編を、10月に農水省HPで公開済み